

証 明 願 等

1 登録免許税及び不動産取得税の非課税に係る証明

(1) 証明書について

登録免許税及び不動産取得税の非課税申請を法務局及び県地域振興局・支庁で行う場合、当該不動産について「もっぱら宗教の用に供している」ことを、知事が証明した書類を求められることがあり、その場合、証明願いを知事に提出しなければならない。

(2) 証明願に必要な書類

(ア) 登録免許税非課税のための証明願 (2部) 様式①

(イ) 不動産取得税非課税のための証明願 (2部) 様式②

(ウ) 境内建物取得届 様式③, 境内地取得届 様式④

――以下添付書類 ※ (写) には原本証明をすること――

(エ) 境内建物取得理由書, 境内地取得理由書 (様式自由)

(オ) 法第 23 条及び宗教法人規則で定める手続を経たことを証する書類

・ 責任役員会議事録 (写)

・ 総代会等の承認を要する旨の定めがある場合は、その同意書 (写)

・ 包括団体等の承認を要する旨の定めがある場合は、その承認書 (写)

・ 行為の少なくとも 1 か月前に公告した公告 (写), 及び責任役員以外の信者その他の利害関係人 3 人以上が連署して公告されたことを証明する証明書, 公告した時の写真 (遠近 2 枚程度)

(カ) 建物 (表示) 登記簿謄本, 土地登記簿謄本, 字図

(キ) 建物平面図及び配置図 (土地家屋調査士等の資格を有する者が作成したもの) (写)

(ク) 建築確認通知書 (写), 工事請負契約書 (写)

(ケ) 寄附証書, 売買契約書等 (写)

(コ) 申請物件が納骨堂の場合, 保健所等の経営許可書及び内部管理規程 (写)

(サ) 道案内図 (住宅地図等)

(シ) 境内建物, 境内地の写真 (境内建物は外観及び内観各部屋ごとに, 境内地は各方向から数枚撮影する。) ※ 撮影日及び各写真がどの地番等のものか示すこと。

(ス) 最近の宗教活動中の写真等 (2 枚程度)

※ 写真の場合は, 撮影日及び何の宗教活動中であるかについて示すこと。

(セ) 宗教法人規則 (写) 及び法人登記簿謄本

(3) 証明することができない建物, 土地

(ア) 本堂などを建設するために購入した土地であり, 更地の状態であるもの。

(イ) 駐車場として購入したが整地しておらず, 客観的に駐車場であると認められないもの。

※ 宗教法人用であることを示す駐車場の看板, 駐車線等を整備すること。

(ウ) 最近取得 (新築) した建物等であり, 「もっぱら本来の用に供している」実態が認められないもの。

(エ) 法人運営により取得されたことが, 客観的に認められない不動産。(例: 責任役員会の議事録などが残されておらず, 規則の所定の手続の確認ができないもの。)

(オ) 当該宗教法人が境内建物及び境内地と位置付けたとしても, 「もっぱら本来の用に供している」と認められない不動産。(例: 宗教法人が駐車場として土地を取得しても, 信者から駐車料をとるなどの収益事業を行っている場合など。)